魚津市身体障害者等に対する軽自動車税の減免取扱要綱

（目的）

第１条　この要綱は、魚津市税条例（昭和37年魚津市条例第１号。以下「条例」という。）第76条の規定による身体障害者等に対する軽自動車税の減免（以下「減免」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、条例の例による。

（減免の対象となる軽自動車等）

第３条　減免の対象となる軽自動車等は、自動車検査証又は軽自動車届出済証（以下「自動車検査証等」という。）に事業用と記載されていないもので、次に掲げるものとする。

（１）　身体障害者等又は身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転する軽自動車に係る当該身体障害者等の軽自動車（身体に障害を有する年齢18歳以上の者以外の身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が所有する軽自動車等で、専ら当該身体障害者等の通学、通院、通所又は生業のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもの

（２）　身体障害者等が利用するため、特別の仕様により製造され、又は改造された軽自動車

（３）　専ら身体障害者等が運転するため、特別の仕様により製造され、又は改造された軽自動車

２　前項第１号に規定する年齢の判定は、毎年度４月１日又は軽自動車等を取得したときの現況によるものとする。

３　第１項第１号の規定により減免の対象となる軽自動車等は、１人の身体障害者等について１台とする。

（身体障害者等の範囲）

第４条　前条において減免の対象となる身体障害者等は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）　身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第５号に定める障害の級別に該当する障害を有する者。ただし、身体障害者手帳の障害の区分が次の表に適合しない場合でも、身体障害者手帳の等級を満たしている場合は減免の対象と

する。

障害の区分			障害の級別	
			本人運転の場合	生計を一にする者又は常時介護者の運転の場合
視覚障害			1級～5級	同左
聴覚障害			2級及び3級	同左
平衡機能障害			3級及び5級	同左
音声・言語機能障害			3級	同左
肢体不自由	上肢不自由		1級及び2級	同左
	下肢不自由		1級～6級	1級～3級
	体幹不自由		1級～3級及び5級	1級～3級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級	同左
		移動機能	1級～6級	1級～3級
心臓機能障害			1級及び3級	同左
じん臓機能障害			1級及び3級	同左
呼吸器機能障害			1級及び3級	同左
ぼうこう又は直腸の機能障害			1級及び3級	同左
小腸の機能障害			1級及び3級	同左
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害			1級～3級	同左
肝臓機能障害			1級～3級	同左

（2）　戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表に掲げる障害区分に応じ、それぞれ同表に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2又は同表第1号表ノ3に定める程度の身体の障害を有する者。ただし、戦傷病者手帳の障害の区分が次の表に適合しない場合でも、戦傷病者手帳の等級を満たしている場合は減免の対象とする。

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度	
	本人運転の場合	生計を一にする者又は常時介護者が運転の場合
視覚障害	特別項症～第5項症	同左
聴覚障害	特別項症～第5項症	同左
平衡機能障害	特別項症～第5項症	同左
音声・言語機能障害	特別項症～第2項症	同左

肢体不自由	上肢不自由	特別項症～第３項症	同左
	下肢不自由	特別項症～第６項症 第１款症～第３款症	特別項症～第３項症
	体幹不自由	特別項症～第６項症 第１款症～第３款症	特別項症～第４項症
心臓機能障害		特別項症～第３項症	同左
じん臓機能障害		特別項症～第３項症	同左
呼吸器機能障害		特別項症～第３項症	同左
ぼうこう又は直腸の機能障害		特別項症～第３項症	同左
小腸の機能障害		特別項症～第３項症	同左
肝臓の機能障害		特別項症～第３項症	同左

（３）　療育手帳の交付を受けている者のうち、療育手帳制度実施について（昭和48年９月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）第三・１（１）に定める重度の障害を有する者で、療育手帳の障害の記載欄に

Ⓐの表示のあるもの

（４）　精神障害者保健福祉手帳（通院医療費の公費負担番号が記載されているものに限る。）の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第６条第３項に定める１級の障害を有するもの

（減免の申請）

第５条　減免申請書に添付する書類は、自動車検査証等及び次に掲げる書類とする。

（１）　身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のうち該当するもの

（２）　運転者の運転免許証又は特定免許情報（道路交通法第95条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。）が記録された免許情報記録個人番号カード（条例第69条第１項第１号アで規定する原動機付自転車のうち、長さ1.9メートル及び幅0.6メートル以下かつ最高速度が時速20キロメートル以下の特定小型原動機付自転車の場合は除く。）

（３）　当該身体障害者等と生計を一にする者が運転する場合において、運転者の住所が身体障害者等本人の住所と同一でない場合は、生計を一にすることがわかるもの

（４）　第３条第１項第２号及び第３号に規定する軽自動車等の減免を受けようとする場合は、次に掲げる書類

ア　改造変更が加えられた車両であることがわかる当該軽自動車等の写真等（自動車検査証等に構造変更に関する記載がない場合に限る。）

イ　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第２条に規定する社会福祉法人、医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条に規定する特定非営利活動法人が申請する場合は、定款（寄附行為を含む。）、パンフレット、運行計画書等

（減免の承認）

第６条　市長は、条例第76条第２項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、減免の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

（減免額）

第７条　減免する額は、原則として当該軽自動車税の全額とする。

（減免の適用）

第８条　年度の途中において、減免すべき事由に該当することとなった場合は、その事由に該当することとなった月の属する年度の翌年度分から減免し、減免すべき事由に該当しなくなった場合はその事由に該当しなくなった月の属する年度の翌年度分から課税するものとする。

附　則（平成27年２月９日魚津市告示第５号）

この告示は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成27年12月28日魚津市告示第126号）

この告示は、平成28年１月１日から施行する。

附　則（令和２年３月31日魚津市告示第44号）

この告示は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月29日魚津市告示第77号）

この告示は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月24日魚津市告示第71号）

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和８年４月１日魚津市告示第101号）

（施行期日）

１　この告示は、令和８年４月１日から施行する。

（魚津市軽自動車税環境性能割減免取扱要綱の廃止）

２　魚津市軽自動車税環境性能割減免取扱要綱（令和元年魚津市告示第97号）は、廃止する。

別記様式（第６条関係）

軽自動車税減免承認済 年　　月　　日 魚津市長　　印